令和五年九月

川越市都市計画図 圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区 地区計画 総括図

川越都市計画区域（川越市・日高市・川島町）

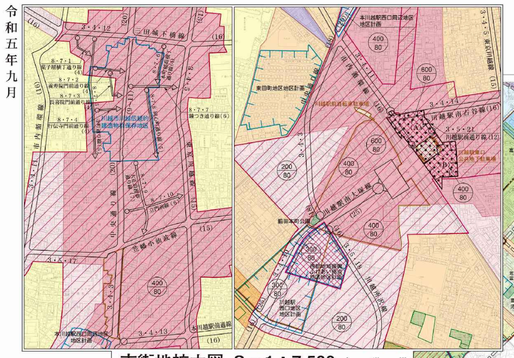

市街地拡大図 S＝1：7,500

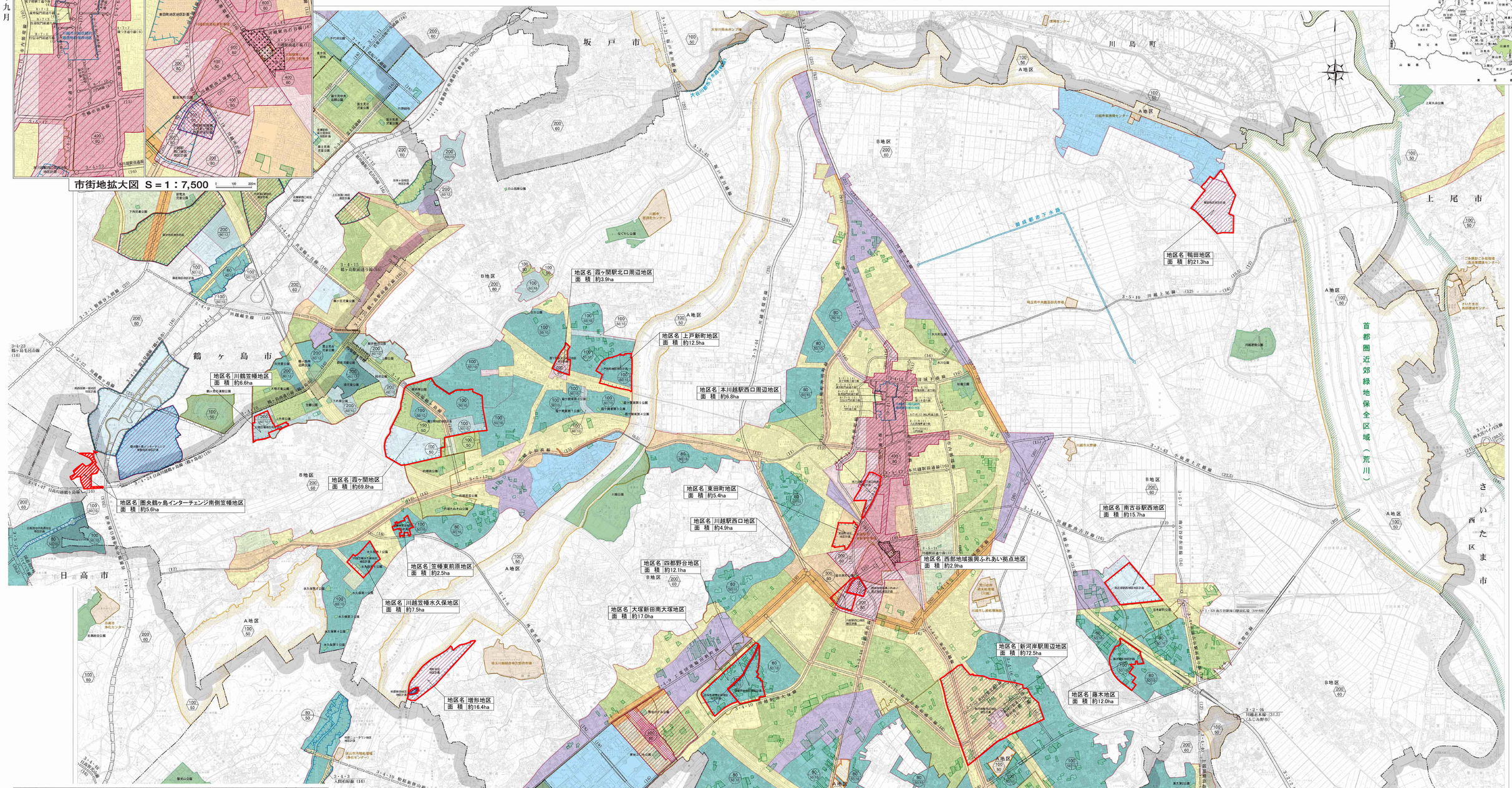

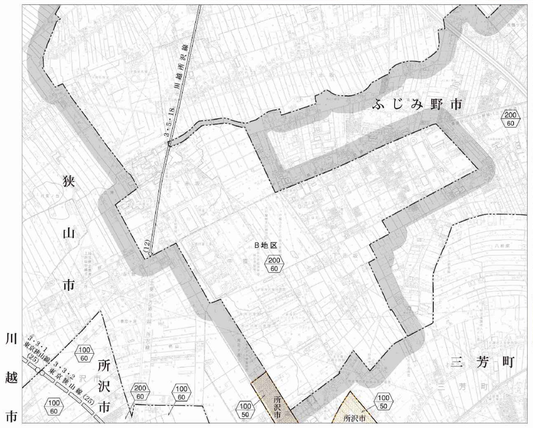

1：15,000

令和3年3月 1：10,000図を縮小編集　基準系　第IX系　緯度経度　10m間隔

注意1. 都市計画は変更することがありますので使用にあたっては注意願います。
2. 建築計画等の敷地は市街化調整区域、都市計画道路等については、事前相談となりますので、各自治体担当課にお問い合わせください。
3. 非可逆モードで複製することを禁じます。

この複製は、令和3年3月1日現在までに市町村等の調査結果を複製して得たものである（承認番号）土整第196号）
この複製は、令和3年3月1日現在までに都市計画の変更を複製したものである（承認番号）国都計第1号）
この複製は、令和3年3月1日現在までに市街化区域・市街化調整区域の変更を複製して得たものである（承認番号）令和4年第8回）
「狭山市の歴史年号」は市制施行の期間を基準を使用したものです。（承認番号）令和4年第8回）
この複製は、令和3年3月1日現在までに用途地域の変更を複製して得たものである（承認番号）都都第1文号）
この複製は、令和3年3月1日現在までに市街地開発事業の変更を複製して得たものである（承認番号）都都第1文号）
この複製は、令和3年3月1日現在までに市街地開発事業の変更を複製して得たものである（承認番号）都都第1文号）
この複製は、令和3年3月1日現在までに市街地開発事業の変更を複製して得たものである（承認番号）都都第1文号）
この複製は、令和3年3月1日現在までに市街地開発事業の変更を複製して得たものである（承認番号）都都第1文号）
この複製は、令和3年3月1日現在までに市街地開発事業の変更を複製して得たものである（承認番号）都都第1文号）
この複製は、令和3年3月1日現在までに市街地開発事業の変更を複製して得たものである（承認番号）都都第1文号）
この複製は、令和3年3月1日現在までに市街地開発事業の変更を複製して得たものである（承認番号）都都第1文号）
この複製は、令和3年3月1日現在までに市街地開発事業の変更を複製して得たものである（承認番号）都都第1文号）
この複製は、令和3年3月1日現在までに市街地開発事業の変更を複製して得たものである（承認番号）都都第1文号）

都市計画区域
当初　昭和8年9月10日　建　令第7号
最終　平成11年1月8日　埼玉県告示第29号

市街化区域・市街化調整区域
当初　昭和48年8月25日　埼玉県告示第982号
最終　平成11年1月8日　埼玉県告示第　41号

用途地域
当初　昭和38年8月12日　建設省告示第1955号
最終　平成30年6月29日　国土交通告示第　498号

凡 例

市行政区域		土地区画整理促進区域	
市街化区域		地区計画	
用途地域	建蔽率（%） / 容積率（%）	都市計画道路	
第一種低層住居専用地域	50 / 80	他都市計画施設	
第二種低層住居専用地域	50 / 100	都市計画公園・緑地	
第一種中高層住居専用地域	60 / 200	都市下水路	
第二種中高層住居専用地域	60 / 200	その他の都市施設	
第一種住居地域	60 / 200	施行済	
第二種住居地域	60 / 200	市街地再開発事業	
準住居地域	60 / 200	市街化調整区域内建築物形態規制A地区	
近隣商業地域	80 / 300	特定生産緑地	
商業地域	80 / 400		
準工業地域	60 / 200		

工業地域	60 / 200	高度利用地区（A地区）	70 / 最高 600 最低 300
工業専用地域	60 / 200	高度利用地区（B地区）	70 / 最高 400 最低 200
高度利用地区（A地区）	70 / 最高 600 最低 300	高度利用地区（C地区）	80 / 最高 300 最低 200
高度利用地区（B地区）	70 / 最高 400 最低 200	防火地域	
高度利用地区（C地区）	80 / 最高 300 最低 200	準防火地域	
形態規制（上段：容積率 下段：建蔽率）	例：(300) 150 / 60	生産緑地地区	
形態規制（千葉：容積率 建蔽率 道路幅員）	例：(300) 150 / 60	伝統的建造物群保存地区	
		近郊緑地保全区域	

建築基準法の規定に基づく建蔽率・容積率　形態規制　上段：容積率　下段：建蔽率